



# 長野県報

8月17日(月)  
令和2年  
(2020年)  
第131号

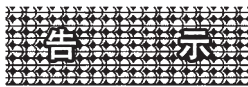
## 目次

### 告示

保安林予定森林にする旨の通知(森林づくり推進課).....	1
保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知(4件)(森林づくり推進課).....	1
解除予定保安林にする旨の通知(森林づくり推進課).....	2
公共測量の実施(3件)(建設政策課).....	2
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域の指定(砂防課).....	3

### 公告

大規模小売店舗立地法附則第5条第1項の規定による届出及び届出書等の縦覧(産業立地・経営支援課創業・サー ビス産業振興室).....	3
土地改良区の定款変更の認可(農地整備課).....	4
道路交通法に基づく技能検定員審査及び教習指導員審査の実施(東北信運転免許課).....	4
特定調達契約に係る一般競争入札(産業技術課).....	6



### 長野県告示第392号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示します。

令和2年8月17日

長野県知事 阿部守一

- 1 保安林予定森林の所在場所  
上田市上室賀字大原2165の39(次の図に示す部分に限る。)、  
2165の35
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び上田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

### 長野県告示第393号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和2年8月17日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
上田市(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
上田市(次の図に示す部分に限る。)
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び上田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

## 長野県告示第394号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和2年8月17日

長野県知事 阿部 守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
小県郡青木村(国有林。次の図に示す部分に限る。)、青木村(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び青木村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

## 長野県告示第395号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和2年8月17日

長野県知事 阿部 守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
佐久市(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。  
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び佐久市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

## 長野県告示第396号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和2年8月17日

長野県知事 阿部 守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
大桑村(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
大桑村(次の図に示す部分に限る。)
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び大桑村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

## 長野県告示第397号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示します。

令和2年8月17日

長野県知事 阿部 守一

- 1 解除に係る保安林の所在場所  
下伊那郡豊丘村大字神稲12521の329・12521の330・12521の440  
(以上3筆について次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 3 解除の理由  
鉄道用地とするため  
(「次の図」は、省略し、その図面を長野県林務部森林づくり推進課及び豊丘村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

## 長野県告示第398号

長野地方方法務局長から、次のとおり測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和2年8月17日

長野県知事 阿部 守一

- 1 作業種類  
公共測量（不動産登記法第14条第1項に基づく地図作成に係る基準点測量）
- 2 作業期間  
令和2年8月10日から令和3年2月10日まで
- 3 作業地域  
長野市

建設政策課

長野県告示第399号

国土交通省北陸地方整備局松本砂防事務所長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和2年8月17日

長野県知事 阿部 守一

- 1 作業種類  
公共測量（航空レーザ測量）
- 2 作業期間  
令和2年8月5日から令和3年2月26日まで

- 3 作業地域  
上田市、千曲市、北佐久郡立科町、小県郡長和町、小県郡青木村、埴科郡坂城町

建設政策課

長野県告示第400号

松本市長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和2年8月17日

長野県知事 阿部 守一

- 1 作業種類  
公共測量（道路台帳図補正更新）
- 2 作業期間  
令和2年8月13日から令和3年3月24日まで
- 3 作業地域  
松本市

建設政策課

長野県告示第401号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定します。

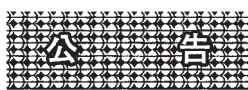
その関係図面は、長野県建設部砂防課並びに長野県長野建設事務所及び長野市役所に備え置きます。

令和2年8月17日

長野県知事 阿部 守一

区域名	区域の範囲	市町村名	大字又は町名	字	地番	標柱番号
称名寺上	右に掲げる地番の土地に存する標柱1号から9号までを順次結んだ線及び標柱9号と1号を結んだ線に囲まれた土地の区域。	長野市安茂里	小市		6152番ロ	1号
		〃	〃		〃	2号
		〃	〃		〃	3号
		〃	〃		〃	4号
		〃	〃		〃	5号
		〃	〃		〃	6号
		〃	〃		〃	7号
		〃	〃		〃	8号
		〃	〃		〃	9号

砂防課



公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定による変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、

次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができません。

令和2年8月17日

長野県知事 阿部 守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
綿半ホームエイド富士見店